

遠野市共生社会実践事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）を契機に、共生社会の実現に向け心とまちのバリアフリー化を推進するとともに、市民の機運の醸成を図るため、これに寄与する活動を実施する者を「遠野市共生社会実践事業者」（以下「実践事業者」という。）と位置付け、市民から募集することとし、その募集に関し必要な事項を定めるものである。

2 募集主体 遠野市 遠野市民センター パラリンピック推進室

3 登録対象者

実践事業者として登録できるものは、原則として自らの負担及び責任により次に掲げる事項のうちいずれかに該当する活動を行い、かつ、市内に事務所等の拠点のある企業、NPO法人、団体（以下「事業者」という。）とする。（※個人の事業者等も含むほか、同一法人であっても、施設・事業所単位での申請可）

(1) ハード面のバリアフリー対応

事業者の施設の入り口に段差がない、多目的トイレを設置している等、ハード面に係る対応が図られている事業者

(2) ソフト面のバリアフリー対応

障がい者、高齢者、外国人、ベビーカー利用者などのお客様に対し、従業員の気づかいやおもてなし等、「やさしさ」のある接遇（ソフト面のバリアフリー）を実践している事業者

4 応募申込

登録を希望する事業者は、共生社会実践事業者登録申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、電子メール、郵送、FAX、又は持参により市に提出するものとする。

送付先：〒028-0524 遠野市新町1番10号

遠野市民センター パラリンピック推進室あて

電話：0198-62-4413（内 228） FAX：0198-62-0210

E-mail：para-tono@city.tono.iwate.jp

5 募集期間

随時

※令和3年1月15日（金）までに応募申込のあった事業者については、令和3年1月31日（日）開催の「共生社会フォーラムinとおの」において、認定証の贈呈を実施する。

6 認定

- (1) 市は、事業者から提出された申込書の内容を確認及び認定し、申込者に対して認定証及びロゴステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。
- (2) 実践事業者は、店舗や施設へのステッカーの掲出を通じて提供可能な「おもてなし」内容等を表示し、障がい者をはじめとする利用者に対し、ハード面又はソフト面のバリアフリーで「やさしさ」のある接遇を実践する。
- (3) 実践事業者は、この取組みを通じ本市の共生社会の推進に協力するものとする。

7 広報等

- (1) 実践事業者は、自らが登録を受けたものであることを利用して広報活動等を行うことができるものとする。
- (2) 市は、実践事業者の名称、所在地などについて、市ホームページ等を通じて紹介するものとする。なお、実践事業者は、申込書を提出した時点で店舗や施設等の情報の市ホームページ等への掲載を承諾したものとする。

8 登録内容の変更及び取消

- (1) 実践事業者は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに共生社会実践事業者登録内容変更届出書（第2号様式）を市へ提出しなければならない。
- (2) 実践事業者は、取組内容を中止した場合や店舗の廃止等の理由により取組を中止する場合は、共生社会実践事業者登録中止届出書（第3号様式）を市へ提出するとともに、ステッカーの掲示を取りやめなければならない。
- (3) 市は、登録内容変更届出書又は登録中止届出書を受理した場合は、内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報を変更又は削除するものとする。

9 登録の抹消

- (1) 市は、その業務・活動に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合は、その登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された事業者は、ステッカー等の掲示を取りやめなければならない。